

ロボット国際競技大会 実行委員会諮問会議規約(案)

(名称)

第1条 本会議は、ロボット国際競技大会実行委員会諮問会議(以下、「諮問会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 諮問会議は、ロボットの研究開発を加速し、実社会への導入・普及を図る、すなわち社会実装を進める方法として、様々なロボットを対象とした競技やデモンストレーションを行う、2018年のプレ大会及び2020年のロボット国際競技大会を成功に導くことを目的とする。

(事業)

第3条 諮問会議は、前条の目的を達成するためロボット国際競技大会実行委員会(以下、「実行委員会」という。)より諮問を受けた事項について助言する。

(諮問会議の構成)

第4条 諮問会議には、委員をおく。委員の選任は事務局が行う。

(任期)

第5条 委員の任期は、諮問会議の解散の日までとする。

(委員長)

第6条 諮問会議には、1名の委員長をおく。委員長は討議の進行及びとりまとめを行う。

(諮問会議の招集)

第7条 委員長は、実行委員会の諮問に応じて諮問会議を招集する。

- 2 やむを得ない理由により諮問会議に出席できない委員は、電話会議等の方法で参加することができる。また、電話会議等の方法で参加することもできない場合には、書面(電子的な手段を含む。)の提出をもって参加することができる。

(事務局)

第8条 諮問会議の事務を処理するため、諮問会議に事務局を置く。

(費用)

第9条 諮問会議の出席に伴う委員の旅費及び宿泊費は、別途、事務局を担う組織の規程に従う。

(その他)

第10条 当該規約に定めのない事項は、委員長が事務局と協議して決めることができる。

附 則

1 この規約は、平成 28 年 2 月 2 日から施行する

以 上